

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の特別措置（追加）について

令和2年5月8日  
長南町ガス課

長南町営ガスでは、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえた経済産業省からのガス料金の支払期日の延長等についての追加要請を受け、お客さまからお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を講ずることといたしました。なお、本特別措置にあたり、関東経済産業局長に「託送供給約款以外の供給条件」の追加実施を4月28日付で申請し、本日付で認可されました。

### ●新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたお客さまへの特別措置

#### 【特別措置を適用させていただくお客さま】

以下の①～③を全て満たす方に適用します。

- ①長南町営ガスの供給について契約されている方
- ②新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度<sup>※1</sup>の貸付がされている方、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により、一時的にガス料金の支払いが困難であると町長が判断した方
- ③長南町ガス課にお申し出のある方

#### 【ガス料金の特別措置内容】

令和2年2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、及び6月検針分のガス料金について、早収料金適用期間<sup>※2</sup>及び支払期限日<sup>※3</sup>（令和2年3月25日以降となるもの）をそれぞれ1か月間延長します。

#### 【その他】

実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

#### ※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、貸付け等を行う制度（令和2年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

#### ※2 早収料金適用期間

支払義務発生日の翌日から起算して20日以内をいいます。

#### ※3 支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。

### ●お問い合わせ・お申し出先

長南町役場 ガス課

【電話】 0475-46-3401（直通）

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【受付開始】 令和2年3月26日（木）より